

平成 30 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

平成 30 年度事業の基本的考え方

これまで最重点課題として取り組んできた、社会福祉法人制度改革及び生活困窮者自立支援制度への対応は、事業の定着・推進に力点を移し、フォローアップを中心に取り組むこととし、平成 30 年度は、新たに、①地域共生社会の実現に向けた市区町村段階の地域福祉推進の基盤強化、②福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上、③社会福祉諸制度の改革等への対応、を最重点課題とし、本会各構成組織間の連携を一層密にして取り組む。また、大規模災害支援と対策に継続的に取り組む。

1. 地域共生社会の実現に向けた市区町村段階の地域福祉推進の基盤強化

- 国においては、地域共生社会の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、2020年代の初頭を目途に地域共生社会の全面展開をめざすこととされた。本会では、すでに「全社協福祉ビジョン 2011」（平成 23 年 12 月策定、平成 27 年 3 月第 2 次行動方針作成）をまとめ、めざすべき福祉の姿を明らかにし、また、「社協・生活支援活動強化方針」（平成 24 年 10 月策定、平成 29 年 5 月第 2 次アクションプラン作成）等により、地域福祉の推進に向けた取り組み内容を示し推進しているところである。
- 地域共生社会の実現の考え方や事業は、「全社協福祉ビジョン」及び「社協・生活支援活動強化方針」と軌を一にするものであるが、地域共生社会の理念や生活困窮者自立支援事業の実践、社会福祉法人による公益的取り組みの実践を踏まえて、地域共生社会における社協の役割の明確化が必要である。
- また、地域福祉推進のためには、市区町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設（以下、施設法人）といった福祉のネットワークを基盤にしながから、専門職組織、住民組織などの福祉関係者の参加と協働活動が不可欠であり、社協の基本的役割・機能である連絡調整、ネットワーク化、協働の取り組みを進め、全国の市区町村社協の事業・組織の基盤強化を一層進める必要がある。
- なお、社会福祉法人の責務となった「地域における公益的な取組」は、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の基礎となる活動であり、また、社会福祉法人の存在意義を広く社会に発信し社会的認知につながるものであることから積極的な取り組みを推進する。
- さらに、各分野毎の福祉計画の上位計画に位置づけられた地域福祉計画の策定(改定)の着実な実行を促す取り組みを強化する。

2. 福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上

- 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」（平成 28 年 3 月）に沿い、構成組織毎に対応すべき課題や事項を明らかにし、組織的・計画的な取り組みを継続的に進める。
- 社会福祉施設協議会連絡会及び各種別協との連携のもと、福祉施設等職員の処遇改善を進める。
- 福祉サービスの質の向上に向けて、社会福祉施設協議会連絡会及び各種別協との連携のもと、第三者評価の受審促進、苦情解決の取り組みの推進を図る。

3. 社会福祉諸制度の改革等への対応

- 規制改革や地方分権が進む中で、児童、障害者、高齢者等の各福祉分野の基盤となる制度見直しや規制緩和が断続的に進められている。これらの動きが福祉の本質を揺るがすことがないよう動向を注視し、的確に対応する。
- 社会福祉関係予算、税制改正等の動向に対し、現場実践を踏まえた施策となるよう、政策提言・要望活動等を積極的に行う。
- 利用ニーズの拡大への対応やサービスの質の維持向上に向け、安定した事業財源の確保を図るため、福祉分野の財源枠の拡大確保、福祉事業における補助・委託等事業の継続性の確保について国や自治体等へ提言や要望を行う。

以上の課題認識のもと、本会では、各部・所がこれまで以上に連携・協力して、平成 30 年度事業を遂行する。

I. 地域共生社会の実現に向けた市区町村段階の地域福祉推進の基盤強化

1. 市区町村社協の組織、事業基盤の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向け、市区町村社協が地域福祉推進の担い手としての役割を十分に果たせるよう、市区町村社協の組織、事業基盤の強化に取り組む。
- ・ 「社協活動全国会議」をブロック単位に開催し、都道府県・指定都市社協と情報を共有しながら全国の市区町村社協の基盤強化に取り組む。
- ・ 社協活動全国会議での議論等を踏まえ、地域共生社会の実現に向け市区町村社協の役割・機能が十分に果たせるよう、組織体制や運営体制のあり方について整理し、「市区町村社協経営指針」の改定を進める。
- ・ 「社協・生活支援活動強化方策」(第2次アクションプラン)に基づく、全国の市区町村社協の取り組み状況を調査・把握し、アクションプランに示した事業の進捗状況を明らかにし重点事項を定めて推進することにより、全国の市区町村社協の事業基盤を強化する。
- ・ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定の手引きを作成し、各自治体における地域福祉計画並びに各市区町村社協における地域福祉活動計画の策定・見直しを促進し、地域福祉推進基盤整備のための提言や必要な財源措置の明確化等の取り組みを促す。

2. 社協と施設法人の協働による「地域における公益的な取組」の推進

- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」については、地域共生社会の実現と地域福祉推進基盤の強化という視点に立ち、全国経営協の「社会福祉法人アクションプラン2020」(平成28年4月)の行動指針や地域福祉推進委員会の「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・施設の協働による活動の推進方策」(平成28年8月)を踏まえ、都道府県・指定都市段階の広域の取り組み並びに市区町村の段階の取り組みを推進・普及する。

3. 生活困窮者自立支援事業の受託促進と地域における支援体制づくりの推進

- ・ 生活困窮者自立支援事業については、地域共生社会づくりの基礎となる事業のひとつであることから、社協での事業受託の促進、社会福祉法人での取り組み強化、民生委員・児童委員との協働事業を進めるなど、各地域における支援体制づくりに取り組む。

Ⅱ. 福祉人材の確保および職員処遇の改善とサービスの質の向上

1. 福祉・介護人材の確保、育成、定着に向けた取り組みの推進

- ・ 「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」（平成28年3月）を踏まえ、政策委員会構成組織における取り組み状況について情報収集を行うとともに、その普及を通じて取り組みを推進する。また、取り組みについて検証を行い、次期の取り組み課題について検討する。
- ・ 社会福祉施設協議会連絡会及び各種別協議会との連携・協働により、インターシップや認証制度、教育現場や地域における福祉への理解を進めるための取り組み等、好事例を収集し、その普及を図る。あわせて、福祉の職場に対するポジティブな評価の形成に向けて政策委員会構成組織と協働した取り組みを強化する。
- ・ とくに、国が示す保育士等キャリアアップ研修と種別協の研修体系や実施する研修内容との効果的な連携に向けた調整を進める。
- ・ 離職介護福祉士等の届出制度について、周知方法の多様化や実践ノウハウに関するさらなる情報共有を進め、都道府県センターにおける届出者確保に向けた広報活動の拡充を図り、同制度についての周知徹底を進めるとともに、業務システムのさらなる利便性の向上を図るために必要な改修を行う。

2. 福祉サービスの質の向上に向けた取り組み

- ・ 福祉サービスの質の向上に向けて、「福祉サービスの質の向上推進委員会」を中心に、社会福祉施設協議会連絡会、各種別協及び関係組織との連携のもと、第三者評価の受審促進並びに苦情解決の取り組みの一層の普及・推進を図る。
- ・ 福祉サービス第三者評価事業については、福祉施設・事業所におけるさらなる受審促進に向けた取り組みを進めるとともに、研修会の充実等による評価機関・評価調査者の資質向上、評価基準ガイドラインの点検・改定等の検討を行う。
- ・ 都道府県運営適正化委員会については、苦情・相談受付・解決状況の調査・分析を行い、各都道府県社協および福祉施設・事業所に情報提供するとともに、研究協議会等の開催により活動支援を行う。
- ・ 福祉施設等において、権利擁護の理念の徹底を図り、より一層の意識向上に努める。

Ⅲ. 社会福祉諸制度の改革等への対応

1. 社会福祉法人制度改革への対応

- ・ すべての社会福祉法人が、改正社会福祉法への適切な対応を進め、着実に実践を積み重ねていけるよう、都道府県・指定都市社協並びに社会福祉法人経営者協議会、各種別協議会等関係組織との連携・協働により、きめ細かい情報提供とフォローアッ

プ、実施状況の把握と情報発信、各種支援事業を実施する。

- ・ とくに、「地域における公益的な取組」については、社会福祉法人の責務とされたことから、全国的な実施とその取組みの発信を推進し、広く社会からの支持と信頼を得ることにつなげる。

2. 生活困窮者自立支援事業の見直しに向けた対応

- ・ 生活困窮者自立支援法の改正を踏まえた、市区町村社協における取組みの推進、都道府県社協による広域的な支援・人材養成等について研究・協議を行う。
- ・ 「社協における生活困窮者自立支援の推進方策」（平成 29 年度中に作成）を周知し、自立相談支援事業の受託の推進ならびに取組みの強化、任意事業の受託の推進、多様な「出口」の確保・開発、都道府県社協による広域支援の拡充等を推進する。また、事業を受託していない社協における自立相談支援機関との連携強化等を推進する。
- ・ 施設法人での取組み強化、社協との協働事業の実施など、支援の厚みを増す取組みを推進する。

3. 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直し（平成 32 年度）に向けて、種別協議会との協働による課題整理、対応に向けた検討を進め、意見表明や要望活動を行うなど必要な対応を図る。
- ・ 社会的養育に関する都道府県推進計画の見直しについて状況を把握し、適宜提言等を行う。また、社会的養護関係施設における家庭養育環境の整備、里親支援、地域子育て支援等の展開の促進と、社会的発信を行う。
- ・ 深刻さを増す児童虐待の防止策や子どもの貧困問題への支援策について、幅広く関係者と連携し、具体的な対応策を検討するため、調査研究事業や各種研修事業に取り組む。
- ・ 全国退所児童等支援事業連絡会において、中央共同募金会との協働により社会的養護施設等退所児童等支援協働アクション事業を実施するとともに、平成 31 年度以降の同連絡会の活動方針などを検討する。

4. 障害保健福祉施策の拡充への取組みの推進

- ・ 障害者権利条約の批准と障害者差別解消法施行を踏まえ、障害者の権利擁護、共生社会の実現のための環境整備等をより一層推進するため、地域社会における障害の理解促進など啓発活動を展開する。
- ・ 改定障害者総合支援法の施行による新たな支援サービスの実施状況、障害福祉サービス等報酬改定による影響等について、種別協議会と協働して検証し、さらなる制

度の見直しや次期報酬改定に向けた課題整理、論点整理を行う。

- ・ 優先調達推進法の施行から5年目を迎え、課題整理と一層の活用促進に向けた対策の検討を進める。また、都道府県の共同受注体制の整備と活動の充実強化に向けた取り組みを推進する。

5. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- ・ 地域で生活する認知症高齢者が増加するなか、認知症高齢者が安心・安全に生活するための支援と仕組みづくりについて課題整理を行い、必要な取り組みの明確化と推進を図る。
- ・ 新地域支援構想会議において、第7期介護保険制度における新たな介護予防・日常生活支援総合事業への移行にともなう課題や定着に向けた対応について情報の共有と協議を行う。また、各地域の介護予防・生活支援サービス事業等の充実や、住民主体の地域の支え合い体制の構築に向け、構成団体と支援や強化方策を協議し、政策提言活動等を行う。
- ・ 高齢者保健福祉団体連絡協議会において、医療・介護・福祉等全国組織の参画をえて懇談会を開催し、介護保険制度や地域共生社会の実現に向けた取り組みなど、各団体に共通する課題について協議・意見交換を行う。
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会において、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センター、および高齢者の総合相談支援拠点である在宅介護支援センターの機能強化に向けた取り組みを推進する。

6. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- ・ 社会保障および各福祉分野の制度改革の動向を把握し、実情・課題に基づき政策委員会構成組織との協働により必要な提言や要望を行う。
- ・ 根拠のある政策提言や予算要望等に向けて、エビデンスの蓄積、施設法人の各種経営情報、実践等に関するデータベースの構築・活用の検討を進める。
- ・ 社会福祉を取り巻く情勢変化を踏まえ、福祉関係者間の一層の連携・協働を推進することをめざし、「全社協福祉懇談会」を開催する。

IV. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 権利擁護、日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

- ・ 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の実施状況及び課題を把握するとともに、会議・研修会等を通じた情報提供、事業の今後のあり方に向けた検討、制度動向を踏まえた提言活動などに取り組み、地域における総合的な権利擁護体制構築の推進を図る。

- ・ 障害者権利条約、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の一層の理解促進に向け、地域社会における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を進める。また、障害者施設・事業所および厚生関係施設において虐待防止・権利擁護の理念徹底を進め、さらに実効性の高いものとしていくために研修を継続実施する。
- ・ 子ども家庭福祉の推進基盤（プラットフォーム）の形成に向けた取り組みにおいて、虐待や貧困など深刻な福祉課題を有する子どもやその家庭への支援のあり方について研究を行うなど、児童虐待防止・早期発見につながる取り組みを推進する。

2. 生活福祉資金貸付事業の充実

- ・ 生活困窮者自立支援制度の見直しを踏まえつつ、生活福祉資金貸付事業と同制度のより効果的な連携の確保を図るとともに、社協の立場から本貸付制度の今日的意義や関係者の役割、各資金の現状と課題等について検討を行う。
- ・ 会計検査院の意見表示や年金担保貸付事業の廃止に関し、動向を注視し適切な対応を行う。
- ・ 原資取り崩しによる事務費対応については、平成 31 年度以降は未定となっているため、厚労省に対し予算確保への協議、働きかけを行う。

3. 民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 民生委員制度創設 100 周年記念事業の総括を行い、さらなる制度発展のために取り組むべき事項の整理を行う。
- ・ 「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」の具体化に向けて、地域版活動強化方策の策定を呼びかけるとともに、推進の手引きを作成して全国的な実践を推進する。あわせて「全国児童委員活動強化推進方策 2017」の具体化を進め、児童委員活動の充実を図る。

4. 新たな貸付事業の運営支援

- ・ 介護福祉士修学資金、保育士修学資金等貸付事業など、都道府県・指定都市社協における各種貸付事業について、事業開始から 2 年間の実施状況を分析・評価し、改善につなげるとともに、引き続き、実施状況、貸付状況等を定期的に把握して必要な情報を随時提供する。

5. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」の推進に向けて、会議・研修会等での説明を通じて全国の関係者への普及を継続的に行う。
- ・ ボランティア・市民活動の実態調査を実施し、強化方策の推進を図るための資料として活用する。

- ・ ボランティア・市民活動の質の向上や支援策の充実、国民の理解と参加の促進等に向けて、「ボランティア全国フォーラム」等の開催し、全国的な連携・協働によるボランティア・市民活動の推進・強化を図る。
- ・ 誰もが社会参加できる地域づくりに向けた福祉教育を推進するため、「社会的包摂に向けた福祉教育」プログラムに係る事例集の周知・普及を図る。あわせて、福祉教育のより広い展開や市民の社会参加を促進するためのサービスラーニングの手法に係る研究を進める。

V. 福祉人材センター機能の強化と中央福祉学院研修事業の推進

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- ・ 離職介護福祉士等の届け出制度について、各都道府県センターの届出者確保に向けた広報活動のより一層の拡充を図り、届出者の確保と円滑な再就職につなげる。
- ・ 福祉・介護マッチング強化学業への取り組み支援をはじめとする本会のこれまでの取り組み、都道府県福祉人材センターの現状、介護・保育分野の人材確保に関する諸制度の動向を踏まえ、各センターの機能強化に向けた取り組みの一層の推進を図る。とくに、福祉人材センター相互の情報共有と連携強化を推進し、共同事業や連携・協力事業の全国的な普及・拡大につなげる。
- ・ 中高年齢層や、未就業の女性等への啓発等により福祉、介護の仕事への従事に向けた働きかけを行うとともに、年々減少し、多様化している求職者を就業へと結びつけるため、キャリア支援専門員等の実践を通じてセンター内に蓄積されたノウハウの維持に向けた方策の検討など、マッチング機能のさらなる充実強化を図る。

2. 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 「介護職員実務者研修課程」の実施県・市社協における円滑な研修運営を支援するとともに、広報活動の強化や国家試験受験対策の実施など受講者拡大に向けた取り組みを進める。未実施県・市社協に対しては、研修の意義・必要性を引き続き周知するなど、県・市社協での実施を促進する。また、他の養成施設（社会福祉法人等）からの通信学習の受託を推進する。
- ・ 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における本課程の実施促進とともに、都道府県・指定都市社協等による実施状況を把握し、全5課程の研修実施の普及・定着に向けた情報提供・広報活動を展開する。
- ・ 「社会福祉士養成通信課程（短期養成課程）」の円滑な実施と国家試験受験対策講座の充実を図るとともに、さらなる受講者拡大の方策を検討する。
- ・ 受講者の利便性、サービスの迅速性を高めるとともに、事務の合理化を目的とし

て研修管理システムの機能強化のための改修等を行う。

VI. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

- ・ 国際活動に取り組む福祉関係団体や国際交流・支援活動を行う NGO 団体などとの連携強化、国内に向けた海外の福祉情報の提供の充実、日本の福祉に関する情報と全社協の活動の海外への発信、海外からの日本訪問の受け入れ等を充実・強化する。そのために、国際交流・支援会員制度の会員の拡大を図る。
- ・ また、国際社会福祉協議会（ICSW）および同北東アジア地域（NEA）の活動に全社協として加盟・参加することをおして、国際社会福祉の進展に寄与する。
- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修、修了生支援事業を実施し、修了生の母国における福祉活動への支援（助成）を行う。
- ・ アジア社会福祉従事者研修の修了生の母国を訪問するスタディー・ツアーを実施し、各国の福祉活動に接し意見交換を行うことにより、それぞれの国の実情を学ぶとともに交流を深め、日本の民間社会福祉関係者による国際協力・支援活動の充実につなげる。

VII. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- ・ 福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得るべく、マスコミ関係者への働きかけを通じ、社協、施設法人、民生委員・児童委員等の活動に関する PR を広く国民に届くよう積極的に進める。
- ・ 「全社協 Action Report」を月 2 回発行・配信し、種別協議会の動きや各福祉分野の改革への対応など、時宜にかなった情報提供を行い、一層の内容の充実を図る。
- ・ マスコミ関係者に向けたプレスリリースの配信により、全社協の取り組みについての情報提供を行うとともに、報道関係者との日常的な関係づくりを進め、本会の広報機能の充実・強化を図る。
- ・ 社会福祉事業（施設）、活動や重点課題に関して、広く国民向けの解説、動画や事例による紹介を作成し、ホームページ上に公開する。
- ・ 福祉関係組織が取り組む課題と本会の事業・組織等の概要を紹介する「全社協 ANNUAL REPORT」（全社協事業報告 PR 版）を作成し、福祉分野の重要課題と本会の活動等について広く国民の理解促進を図る。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- ・ 本会全体の取り組みとして、月刊雑誌および参考図書の内容の充実を図り、幅広

い福祉関係者にとって有意義で活用される雑誌・図書を刊行する。

- ・ 参考図書刊行事業の収益の拡大に向け、社会福祉制度の動向等を踏まえた企画の充実や、購読者ニーズにマッチした企画・編集に努め、時宜にかなった企画・刊行を進める。
- ・ 月刊誌の定期購読者の継続促進、購読者の拡大に向けた方策の検討を行うとともに、新刊図書の綿密な販売計画の策定や、各養成校等における教科書採用等の販路拡大に重点的に取り組むなど、月刊誌・参考図書の販売促進と広報宣伝の強化に努める。

VIII. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- ・ 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会において、「福祉ビジョン 2011 第2次行動方針」に関する都道府県社協での取り組み方針等に基づく事業・活動を促進し、その取り組み状況を検証する。
- ・ 都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会・指定都市分科会において、「福祉ビジョン 2011 第2次行動方針」に関する指定都市社協での取り組み方針等に基づく事業・活動を促進し、その取り組み状況を検証する。
- ・ 生活困窮者自立支援制度の見直し、セーフティネット関連事業に関する制度・予算の組み換え等に向けた経営課題の整理とその対応について検討を進める。

2. 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営

- ・ 新霞が関ビルについては、良質なビル環境の維持、必要な設備更新等を行い、もって入居テナントとの契約維持、賃料収入の確保に努める。
- ・ ロフォス湘南については、中央福祉学院主催研修を基本としつつ、種別協議会等の利用を奨励し、施設利用の促進を図る。また、宿泊施設の経営方針に基づき、受講者ニーズを踏まえたサービスの向上を図るなど、宿泊施設の稼働率を確保する。また、建物・設備については、中長期修繕計画を踏まえ、必要な設備更新等に取り組む。

3. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 引き続き財政状況および市場動向を注視しつつ、安定的な制度運営の推進と適切な資産運用を進めるとともに、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

4. より適正な業務執行体制の確立

- ・ 第二期中期経営計画を踏まえ、事業の重点化、効率化を進めるとともに、ガバナ

ンスの強化、財務規律に沿った財政管理に取り組む。また、本会事業・組織について、社会福祉法人制度改革の動向を踏まえつつ、ナショナルセンターとしての機能強化の観点から必要な見直しを進めるとともに、事務局機構・体制の強化に向けて計画的な実施を図る。

- ・ 監事ならびに会計監査人との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化を図る。とくに、「内部管理体制の基本方針」に基づき、内部管理体制の強化、内部監査機能の強化に取り組むとともに、都道府県・指定都市社協への情報提供を行い、社協全体のガバナンスの向上につなげる。

IX. 大規模災害対策の推進および大規模災害被災地福祉関係者の支援

- ・ 大規模災害時における全国規模の被災地支援活動を進める「大規模災害対策基本方針」に沿った体制整備を図り、有事に備える。また、社協、種別協議会の取り組みや国の災害福祉広域支援ネットワークの検討状況を踏まえ、必要に応じた見直しを行う。
- ・ 東日本大震災や熊本地震等の大規模災害被災地の関係者が参加する連絡会議等において必要な支援を検討し、継続的な活動を実施する。
- ・ 本会「緊急事態に対する業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進める。